

平成 27 年 7 月 2 日

お客様各位

株式会社 オーネックス
代表取締役 稲垣 雄一

建築基準法第 6 条の 3 ただし書の規定に基づく特定構造計算基準に係る
審査手数料の設定について

平素は弊社をご愛顧頂き誠に有難うございます。

さて、この度平成 27 年 6 月 1 日の建築基準法改正施行に伴い、法第 6 条の 3 第 1 項ただし書に該当する構造計算によって解析された建築確認申請を審査することが出来るのは既にお知らせしている通りであります。

この審査について社内で検討した結果、審査にかかる人件費等を別途頂く事になりました。

つきましては、別紙のとおり平成 27 年 8 月 3 日以降に引き受けを行った申請から手数料を頂きます。何卒ご理解頂くとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜ります様心よりお願い申し上げます。

建築基準法第6条の3第1項ただし書(許容応力度等計算)の建築物にかかる構造審査手数料

(表-4) 単位(円)

床面積	手数料
200㎡以下	55,000
200㎡超500㎡	60,000
500㎡超1,000㎡	80,000
1,000㎡超2,000㎡	95,000
2,000㎡超10,000㎡	135,000
10,000㎡超50,000㎡	180,000
50,000㎡超	350,000

1. この表は、オーネックス業務エリア全てに適用します。
2. エクспанションジョイント等建築物が構造応力を伝えない工法にて分断した場合は、各々の建築物を1として表を適用した手数料の合計とします。
3. 増築申請における表の適用は下記のとおりとします。
 - ①増築する建築物がエクспанションジョイント等にて構造応力を伝えない場合 増築する建築物のみで適用
 - ②増築する建築物と既存建築物が構造応力等を伝える場合 既存部分の床面積を加算して適用する。ただし、当該既存建築物が当社において確認及び検査を実施していた場合は、当該既存建築物の床面積を1/2として算定
4. 計画変更の場合は、変更となった部分を上記の床面積計算方法で算出したものを1/2にして得られた額の合計とします。ただし、変更した内容が前の確認申請と異なったものとなっている場合は、新規申請として算定します。
5. 同一、又は反復して同様の設計仮定にて計算された計算書等については、別途手数料を設定します。